

## 医療法人社団そよかぜ 管理者マネジメントラダー

レベル・定義 能力・定義	I (主任相当) 看護師長とともに看護管理を実践できる	II (看護師長相当) 診療所の看護管理を実践できる	III (看護部長相当) 法人の、在宅を含む看護管理を実践できる 診療所の管理・運営に参画するとともに 多職種を含めた看護管理を実践できる
組織管理能力 組織の方針を実現するために資源を活用し、看護組織を作る力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営的な視点をもって院内の資源を把握することができる</li> <li>・個々のスタッフの立場や意見を理解し、反応を予測しながら調整・交渉することができる</li> <li>・業務上の危険要因を把握し、予防と対策を提案することができる</li> <li>・スタッフが倫理的感受性を高められるよう支援することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護部門の方針を理解したうえで、看護の方針を策定し、全体に浸透させることができる</li> <li>・経営の視点をもって院内の資源を評価し、整備することができる</li> <li>・必要な根拠を客観的に示しながら他部署と調整・交渉することができる</li> <li>・施設外の関係者と連携することができる</li> <li>・経営の視点をもって、看護部門の資源整備と運営を行うことができる</li> <li>・業務上の危険要因への対策を行い、看護スタッフが健康で安全に働けるよう環境を整備することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の管理・運営に関する課題を明確にし、改善策を考え行動することができる</li> <li>・資源を整備し運営することができる</li> <li>・あらゆる状況において組織内外の関係者と調整・交渉することができる</li> <li>・診療所全体のリスク要因への対策を講じ、全スタッフの健康づくりを支援することができる</li> <li>・診療所において倫理的課題を日常的に議論できるような組織文化を作ることができる</li> </ul>
質管理能力 患者の生命と生活、尊厳を尊重し、看護の質を組織として保証する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護に関するデータの中から看護実践の改善に必要なデータを選別することができる</li> <li>・看護実践の改善に向けてスタッフを主導することができる</li> <li>・手順・基準などの見直しを提案することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所の看護実践について評価・改善することができる</li> <li>・診療所の手順・基準などを整備し、標準化、効率化を推進することができる</li> <li>・スタッフの看護実践能力を考慮した体制を取り、看護の質を保証することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅を含む、法人内の看護実践についてデータを活用して、継続的に評価するシステムを構築することができる</li> <li>・適切な人的資源を確保し、看護の質を保証することができる</li> <li>・ケアの質保証のためにスペシャリストの活動を推進することができる</li> </ul>
人材育成能力 将来を見据えて看護人材を組織的に育成、支援する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護スタッフを育成する体制を整備することができる</li> <li>・スタッフの看護実践能力を把握し、個々の目標達成に合わせた支援をすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々のスタッフのキャリア志向を把握し、計画的な指導・助言によりキャリア発達を支援することができる</li> <li>・個々のスタッフの能力や可能性を見出し、成長を支援することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所の人材育成に関する方針の策定に参画することができる</li> <li>・外部からの実習、研修の受け入れに際し、看護部門における指導体制を構築することができる</li> <li>・看護部及び処置室スタッフ全体を育成する体制を整えることができる</li> </ul>
危機管理能力 予測されるリスクを回避し、安全を確保するとともに、危機的状況に陥った際に影響を最小限に抑える力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未然防止や再発防止の視点をもって業務を見直し改善を徹底することができる</li> <li>・事故や問題が発生した際、支援を受けながら対応策を考え、スタッフが院内の対応策に則り行動するよう指揮することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所内の事故や問題のリスクを分析し、予防策を講じることができる</li> <li>・看護部門に関連する事故や問題に対して、リスクを分析し、予防及び再発防止のための対応策を立て、実施に向けて支援、実施状況の評価をすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人における危機管理のための体制整備に参画し、重大事案が発生した際には危機管理の責任者とともに組織としての対応方針の決定に参画することができる</li> </ul>
政策立案能力 看護の質向上のために制度・政策を活用及び立案する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の医療制度、政策に関する動向を情報収集し、課題意識を持つことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護の質向上に向けて、各部署が既存の制度、政策を活用できるよう支援することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の制度、政策を活用し、法人の課題解決を図ることができる</li> </ul>
創造する能力 幅広い視野から組織の方向性を見出し、これまでにない新たなものを造り出そうと挑戦する力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慣習にとらわれず、新たな看護サービスの提供方式、方法を提案することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな看護サービスの提供方式、方法を創造し、スタッフとともに実現に向けた行動をとることができる</li> <li>・医療、看護の動向や地域の状況などに関する情報を活用し、診療所および地域の看護ニーズの変化を予測して対応することができる</li> <li>・地域のニーズを把握し、必要な看護サービスを他施設の看護管理者と協働して整備するための方策を提案することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、看護の動向や地域の状況などをふまえ、新たな看護サービスの提供方式、方法を創造し、主導することができる</li> <li>・地域のニーズを把握し、必要な看護サービスを他施設の看護管理者と協働して整備することができる</li> </ul>